

2026 年度

大学院 国際学研究科
3 期 入学試験問題
「小論文」

2026 年 2 月 24 日(火)

受験番号	氏名

次の3つの分野の中から一つを選び、各設問に答えなさい。

小論文（選択問題）：ディベロップメント・スタディーズ分野

○以下の課題文は「日本と移民研究」について書かれた書物の中の一節である。文章を読み、つづく 2 つの設問に答えなさい。

<課題文>

移民研究で著名な米国の国際政治学者のジェームズ・ホリフィールドらは、国家にとっての移民政策の役割の変化を「貿易国家」（18～19 世紀）から「移民国家」への変遷（1945 年以降）という形で捉えている。その概要は以下のとおりである（Hollifield & Foley 2022）。

産業国家としての性格を持つ現代の国家は自由貿易を是とする「貿易国家」と同時に、国境を越えた人の移動も受け入れる「移民国家」になることを避けられない。こうした動きは第二次世界大戦後に急速に強まり、その担い手はもっぱら、その領土内に住む、すべての人に対する普遍的人権を認める自由主義国家である。これは、第二次世界大戦後に国連を中心に発展した普遍的人権の考え方に基づく流れであり、このことが 20 世紀後半以降の移民政策が人権に基づいた政策によって推進される原因となった。

その一方で、多くの現代国家は自由主義国家であると同時に、共通の言語や歴史、文化を共有する同質的な国民から構成される「国民国家」でもあり、そのメンバーシップは閉鎖的なものである。またそういった国家の多くは福祉国家でもあるため、配分できる資源には限界があるという制約にも直面している。

したがって、経済的な要請や普遍的人権の観点からは開放的な移民政策が支持されるものの、それは一方のメンバーシップの閉鎖性という国民国家や福祉国家としての前提と矛盾する。以上は、移民政策における「リベラル・パラドクス」（Hollifield 1992）と呼ばれる現象であり、現代の移民政策を語る上で非常に重要な概念となっている。

その結果、特に移民政策は公の目的と実態の間に乖離を抱える政策となりがちである。これは「ギャップ理論」（Hollifield 1986）と呼ばれる。このギャップには、実際には非正規滞在者は非常に少ないのにもかかわらず、国境管理が破綻していると信じられているといった一般の世論や認識と実際の政策との乖離（言説的ギャップ）や、意図された目標と実態の乖離（有効性ギャップ）、政策の公式的な目標と実態のズレ（実施上のギャップ）も含まれる。

さらにこうしたジレンマとともに、移民政策は移民の権利を認めれば認めるほど、受入数が減少することになるという、「権利と数のトレードオフ」（Rhus 2013）と呼ばれる現象がみられる。

このように移民政策は普遍的人権を基礎に据えた国民国家の仕組みにおいて、原理的な課題に直面しており、各国ともその解決に腐心している状況と言えよう。さらにホリフィールドらは、2000 年代を経て、「権利と数のトレードオフ」を超える移民政策の 4 つのジレンマとして、

(1) 「安全保障」「文化」「市場」「権利」という対立軸が生じ、移民政策は経済的利益や人権といったハードで制度的な対立軸だけではなく、文化や宗教などのよりソフトで象徴的な論点を

扱うことが求められるようになり、さらに困難な状況を迎えつつあるとしている（Hollifield & Foley 2022）。

（中略）

以上を踏まえ、現代日本の移民政策の特徴について整理してみたい。日本においてはしばしば「移民政策の不在」ということが指摘されてきた。これは制度レベルでの移民政策の不在というだけではなく、その前提となる集合意識など社会的なレベルでの移民政策の不在といっ

てよい。こうした問いかけに対して、本章では日本は既に国際的な基準では「移民」と呼ぶべき人々を受け入れていること、及びその規模は労働移民を中心として国際的にみてもかなりの規模であることを明らかにした。また、労働移民の受け入れに限ってみれば、他の先進国と比較しても永住型の受け入れが多く、むしろ、リベラルで開放的な労働移民政策をとっている。

もちろん、「リベラル」といった場合、単に永住型の受け入れが多いというだけではなく、社会保障の受給権など、社会統合政策がどの程度整っているかといった視点も重要となることは言うまでもない。しかしながら、この点について米国の政治学者であるエリン・エラン・チャンは、日本の移民政策が永住者を始めとした定住外国人の権利保障に関して、少なくとも制度上は、欧米の移民受け入れ先進国と比較しても遜色ないものであることを指摘している（Chuang 2010=2012）。

さらに国連や OECD といった国際機関の用いる基準によっても、日本は移民政策をとらない特殊な国ではないことが示されている。むしろ、国連の基準に基づけば移民政策の整備状況は進んでいるとさえ言える。また、日本の移民受け入れの実態について 20 年以上にわたり研究してきた社会学者のグラシア・リユー・ファーラーは、日本を「移民国家」と捉えることの重要性を指摘している。

ファーラーは日本が自らを「移民国家」と考えない理由として、制度としての国家と特定のエスニック集団を同一視するエスノナショナリズムが強いことに加え、移民国家をアメリカやオーストラリアのような伝統的な移民国家（入植型の移民国家）のイメージで理解しているからであるとする。

その上で、「移民国家」という用語を「外国人に複数の合法的な入国経路と永住のための法的経路と制度的枠組みを提供する国」と定義することを提案し、それに照らせば日本も移民国家と捉えることができるとしている（Liu-Farrer 2020）。

このリユー・ファーラーの指摘の持つ意味は大きい。なぜなら、日本が移民国家としての特徴を現実には備えていながら、社会の自己認識（アイデンティティ）のレベルで移民国家であるという認識が存在しないと批判することは「啓蒙的」であるものの、その一方で公式の制度と社会の自己認識を同一視してしまうことで、むしろかえってエスノナショナリズムに与してしまう、つまり日本を移民国家として認めることを妨げてしまうからだ。

社会の自己認識のレベルでそういった認識がないとしても、制度として移民国家であることはあり得るし、それは移民社会のあり方として珍しいものではない。そのようなありようも含

めて、私たちは日本を移民国家、そして移民社会として捉えていく必要があるだろう。

(是川タ．2025 年．『ニッポンの移民——増え続ける外国人とどう向き合うか』ちくま新書、pp.43－44、58－60)

【設問 1】

課題文の内容を 300～400 字程度で要約しなさい。

【設問 2】

課題文の（1）の下線部について、4 つのジレンマのいずれかを取り上げ、現代の具体的な例を挙げながらそのジレンマの内容と理由を 600～800 字程度で述べなさい。

小論文（選択問題）：市民領域

課題文を読み、設問 1 と設問 2 に答えなさい。

<課題文>

エネルギー転換は単なる技術転換ではなく、付随した多様な社会的課題が発生する。問題そのものが複雑であり答えが収斂しにくいという意味で「やっかいな問題」の典型例の一つである。科学的知見の不確実性を前提とせざるをえないという意味で独自の問題群を構成している。社会全体の利益による個別の不利益の正当化が難しい一方で、地域の個別性を尊重することによってエネルギー転換が進まないこともありうる。だが、その場合には次世代の不利益が正当化されてしまうかもしれない。

このような世代内と世代間のジレンマは、社会という集団における個と全体の利害の齟齬に根ざしているため、容易には解決しない。環境は社会を支える基盤であり、これを適切な状態に保つことは社会全体としては重要なはずである。少なくとも環境の変化が社会に対する脅威となることを防ぐ動機はある。ところが大気のように誰もが利用できる財やサービスの場合には、社会全体の利益と個の利益が一致しないことがある。大気のような財は誰もが無償で利用できるため、個の戦略としては維持管理の費用を負担せずに「ただ乗り」する方が合理的になってしまう。これはフリーライダー問題といわれており、公共財や公共サービス全般に起こりうる問題である。人びとが合理的に考えるからこそ発生するという点で、誰もが利用可能な財やサービスに共通する課題である。もちろんのこと、フリーライダーが逃げ切れるとは限らず、自らの不利益となることも多いかもしれない。だが、エネルギー利用と環境のような長期間の変化の結果として問題が顕在化するような現象では、現在世代が次世代に負担を押しつけ、ただ乗りすることも可能となってしまう。そのような課題を解決しようとしても構造的な問題があり、意思決定に参加できない将来世代の利害を反映させにくい。

フリーライダー問題を防ぐためには強制力、相互監視、誘導的選択肢のいずれかが必要とされている。例えば税金のような仕組みは、公共財や公共サービスを維持するための費用を強制的に皆に負担させる方策である。誘導的選択肢は誘因の設定や負担感の軽減によって全体最適を実現するような行動を促す手法である。補助金のような動機づけや意識変革による行動変容の推進といった社会的手法以外に、技術的手法でも実現可能である。省エネルギーを例に考えてみよう。誰もが思いつくのは節約や我慢といった人びとの行動変容であり、そのための意識づけが想起されるかもしれない。もちろんそれも一つの方法であるが、省エネ家電の導入や家屋の断熱を通じたエネルギー効率の改善も実現手段である。いずれの場合も個々の主体は個別の合理性に基づいて行動するが、そのことを通じて社会全体の利益が実現することが企図され

ている。

こうした (A) 社会の仕組みによる全体最適の実現を社会イノベーションとしたうえで、エネルギー転換における話題を紹介する。社会イノベーションというのは比較的新しい概念であり、さまざまな意味で使われているが、提唱者である G. Mulgan (2006) の定義に従うと、①社会的目的、②新奇性、③社会の能力や関係性の強化の3つが要件とされている。1990年代後半の英国における「第三の道」で示されたような「新しい公共」という考え方を実現する方策として提唱されたのが始まりである。公共の福利のために規制などを通じて私権を制限するというのは近代社会における伝統的手法である。だが、多様な価値が併存している社会ではその是非が問われることも少なくない。とくに誰かの不利益につながるトレードオフ（一方を追求すると他方を犠牲にしなければならない二律背反の状態）が含まれていたり、事実認識に曖昧さが含まれているような問題では、合意そのものが困難となることもある。エネルギー問題や環境問題は典型例の一つである。問題を生み出す要因は社会に深く埋め込まれているため、トレードオフは不可避であるし、多数の人びとが影響を受ける。その一方で大きすぎる問題ゆえに科学的知見の不確実性もある。

こうした事情があるため、エネルギー転換という大きな課題の解決を強制的に進めることは容易ではない。問題が大きすぎるため、相互監視も機能しにくい。このようなことから、選択的誘因を創出する社会イノベーションが必要とされている。再エネの導入を大きく後押しした固定価格買取制度（FIT）もその一例である。再エネは既存の技術よりもコストが高く、これが普及の妨げになっていた。その一方で、太陽光パネルのような量産可能な工業製品は普及数に応じて価格が下がる学習効果という現象が存在することが知られていた。逆に、普及が進まないと価格は高止まりしたままとなる。そこで再エネ事業が成り立つように長期間の買取価格を設定し、差額は広く薄く負担しながら普及を促したのが固定価格買取制度である。補助金に似ているようにも思われるが、学習効果が確実に現実化するように買取価格を計画的に下げていく点が異なっている。

このようにマクロレベルでの社会イノベーションによって全体最適を実現することは可能である。ただし、対象とする社会単位が大きいと、善し悪しは別として固定価格買取制度のように皆が関心を持つためには金銭による選択的誘因を設定せざるをえなくなる。その結果、価値基準が経済的価値に一元化されてしまうという課題が発生する。実際には、多数の小さな単位の社会それぞれで共有されている価値に対応する選択的誘因を設定することによって、同時多発的に全体最適を実現するという方法もある。そこで必要とされるのは、相対的に小さなメゾレベルや (B) コミュニティレベルでのイノベーションである。

（丸山康司「エネルギー転換を可能にする社会イノベーション」）

設問 1

下線 (A)「社会の仕組みによる全体最適の実現を社会イノベーション」とする課題文の発想にもとづき、「社会イノベーション」の現代社会における重要性とその理由がいっそう明確になるよう、課題文を 300～400 字で要約しなさい。

設問 2

下線 (B)「コミュニティレベルでのイノベーション」の記述における「コミュニティ」はどのような領域や対象のことを指すと考えられるか。課題文に示される内容や社会イメージを参考に、あなたが知っている事例と自分自身の見解も加え、600～800 字で説明しなさい。

小論文（選択問題）：観光領域

以下の課題文を読み、あとの2つの設問に答えなさい。

姫路城への入場料を外国人観光客のみ値上げしたいという兵庫県姫路市長の2024年6月の発言が世の中をにぎわせ、「二重価格」という言葉がメディアに登場する機会が増えた。

二重価格とは同一サービスに対して客により異なる金額設定がなされることを意味し、最近では「外国人を高く、日本人を安く」という意味で用いられる。しかし日本国籍と外国籍で分けるべきなのか、日本在住者と外国在住者で分けるべきなのか、といった点も曖昧に議論されている。

同一サービスに異なる金額設定ということだけであれば、公共交通の子供料金や民間のレディースデー、公共施設の市民割や県民割などが既にある。しかし外国人と日本人の金額を変える二重価格は人権的な視点を含め、様々な観点から慎重になる必要がある。

民間アンケートでは7割弱の回答者が二重価格に賛成という結果もあるが、安易な議論は避けるべきだ。姫路城は2026年3月に市民と市民以外で分ける二重価格を導入するが、外国人のみ値上げする案は見送った。

日本国憲法14条（平等の原則）のとおり、国や地方自治体は日本国内のすべての市民を平等に扱う必要がある。これは在留外国人にも適用される。民間サービスも憲法の間接適用説が通説・判例となっている。

また政府は外国人観光客に対して「事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない差別的な取り扱いには許されない（2018年の質問主意書に対する答弁書）」との見解を示している。

国会でも、すでに二重価格の議論がなされている。国際観光ホテル整備法の登録を受けている宿泊施設では宿泊料金等について外国人客とその他の客との間で不当な差別的取り扱いをしてはならない、公共交通でも道路運送法に定められている特定旅客に対する不当な差別的取り扱いになる可能性がある、との趣旨の政府からの回答があった。

仮に日本で二重価格の導入を目指す場合、憲法や法律上乗り越えるべき課題が多い。また実際にどのように二者を区別するのかという問題もある。それらを前提としつつ、まず二重価格が先行的に実施されている海外における英語論文をレビューしてみよう。

論文はスリランカやイラン、ネパールなど観光産業が重要な発展途上国における、主に公共の文化施設における二重価格の導入と、それに対する観光客の意識がテーマになっている。先進国からの観光客が多少の不快感や不平等感を抱きつつも、一定の理解を示して二重価格を受け入れている様子が論じられている。

それは先進国の豊かさに由来する心のゆとりで、また旅行という非日常体験ゆえに、多少の負担を強いられても観光欲求がそれを上回るということでもある。

他国では支払う立場の外国人が理解を示しているのだから日本でも二重価格は導入すべ

きだ、という論理もあるかもしれないが、日本のような経済大国で導入する是非については、多面的な観点からさらに議論を深める必要がある。

そこで経済や心理、観光などの多様な視点から、主に国や地方自治体が二重価格を導入する是非について検討を重ねてみたい。

経済的にみると、円安で外国人は日本での物価安をより実感できるため、多くの支出を求めるべきだとの論調も散見される。しかしサービスの対価として金銭を支払う以上、同一サービスなのに金額が異なる理由を説明できるかどうかが問われる。仮に国籍で金額を分けるなら、外国人に対してより深い日本文化体験を提供するといった追加サービスが求められる。

むしろ二重価格の議論よりも先に、どういう付加価値を外国人が求めているか、そしてどのような追加サービスを提供できるか、という検討がなされる必要がある。その結果としての価格差であるべきだ。

二重価格を外国人がどのように感じるか、という心理的側面も無視できない。前述の通り海外の研究では外国人が不快感や不平等感を抱くことが指摘されている。日本は外国人に優しくないというイメージが形成されたり、観光満足度の低下につながったりするという懸念もあり、中長期的には日本の観光に損失を与える可能性も否めない。

高い金額を設定することでそれに見合った価値を外国人が期待するようになるが、期待に反して質が伴わない場合、外国人の不満につながることも海外の研究では言及されている。

発展途上国や新興国の二重価格は「その国の経済を支えたい」「発展途上国の文化遺産保全に貢献したい」といった、先進国の観光客による理解があるからこそ受け入れられている側面がある。先進国である日本の場合、同様の受け止め方がなされる保証はない。

観光学的見地からは、二重価格の導入が、国際観光の本質的な価値と矛盾する可能性を指摘したい。

国際観光は人との直接的な交流を通して異文化への理解を高め、国や人種に対する差別や偏見を低減させる側面を持つ。しかし繰り返しになるが、二重価格は受け手が不平等感を抱く可能性があり、観光が本来果たすべき役割を失わせてしまう矛盾をはらむ。また、学生や若者のような支出能力の低い人々の観光体験の機会を奪う可能性も海外の研究では指摘される。

仮に二重価格で観光地や公共交通の混雑を解消する思惑があるとすれば、外国人観光客のみを排除する必然性はなく、倫理上の問題も懸念される。

他方、地方自治の観点からは、宿泊税や入湯税のような地方税法による徴収と同様に、二重価格も地方自治体の財源確保手段として捉えることができる。

自治体が観光客や住民へのサービス向上に生かすために独自財源を確保しようとする姿勢は評価されるべきだ。しかし二重価格ありきではなく、あらゆる財源確保方法を俎上（そじょう）に載せたうえで最善策を採る必要があるだろう。自治体はおのおのの創意工夫で

様々な財源確保策を練ることが可能なはずだ。

国や地方自治体が二重価格の導入に踏み切ると、民間事業者による追従も起こりうる。日本中に二重価格があふれるのは、政府が目指す「観光先進国」として適切ではなかろう。

訪日外国人による年間消費額は 2024 年に 8 兆円を超え、日本経済への貢献も少なくな。さらに外国人から搾り取るような二重価格は両刃の剣ともなりうる。

かつて 1990 年代後半の円高時代、外国人観光客に日本文化への理解を深めてもらうと同時に、外国人との交流を通じた地域の国際化を期待し、日本は外国人観光客の旅行低廉化を目的とする割引クーポンを配る政策を行っていた。

翻って 2020 年代の円安時代、二重価格の議論は日本が外国人観光客の来訪に何を期待するかが試されているとも言える。それは金銭か、それ以外なのか。二重価格導入の是非以前に、国が観光に対する理念を持つ必要がある。

出典：西川 亮（2025）「観光立国の課題、懸念多い『二重価格』の導入」『日本経済新聞』2025 年 4 月 29 日の一部改変。

設問 1

課題文を二重価格についての議論が明確になるように、300～400 字程度で要約しなさい。

設問 2

下線部「日本のような経済大国で導入する是非について」に対するあなたの見解を 600～800 字程度で述べなさい。

以上で問題は終わりです。

